

# 「鹿児島県臨床心理士会規約」

## （名称および組織）

第1条 本会は、鹿児島県臨床心理士会と称する。

2 本会は、鹿児島県臨床心理士会会員をもって構成する。

3 本会は、主たる事務所を鹿児島市山之口町1番10号鹿児島中央ビル1階（株）ジーアールコミュニケーション内に置く。

## （目的）

第2条 本会の目的は、鹿児島県臨床心理士会会員相互の連携を密にし、資質と技能の向上をはかるとともに、一般社団法人日本臨床心理士会の活動目的に寄与することを目的とする。

## （事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）会員相互の情報交換のための事業

（2）相互研鑽のための研修会、研究会等の開催

（3）一般社団法人日本臨床心理士会の事業目的を推進するための諸活動

（4）他の都道府県臨床心理士会活動の支援

（5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

## （会員）

第4条 本会の会員は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の資格を取得し且つ一般社団法人日本臨床心理士会正会員である者であって、原則として居住地を県内に有する者とする。

2 会員は本会の主催する諸事業、本会の共催する活動に参加することができ、本会の発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。

3 会員は規程に定める年会費を納めねばならない。

4 会員は、別に定める「鹿児島県臨床心理士会倫理規程」並びに一般社団法人日本臨床心理士会の「倫理規程」及び「倫理綱領」を遵守しなければならない。

## （入会）

第5条 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、規程に定める手続を経て会長に申し込む。

## （退会）

第6条 会員は、規程に定める手続により退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(資格喪失)

第7条 会員が次のいずれかの事項に該当する場合には、会員資格を喪失する。

- (1) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 臨床心理士資格を喪失したとき
- (3) 一般社団法人日本臨床心理士会の会員資格を失ったとき
- (4) 年会費を3年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき

2 本会の名誉を著しく傷つける行為、あるいは本会の規約に著しく反する行為が認められた

場合には、運営会議における決議をもってその者を除名することがある。

(会計)

第8条 本会の会計は次による。

(1) 本会の経費は、年会費、研修会参加費、寄付金、その他の収入による。

(2) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

予算案および決算は、第14条に定める総会において、審議し議決するものとする。

(3) 会計業務は事務局において行う。

(役員)

第9条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 各種担当理事および副理事
- (4) 学校臨床心理士コーディネーター
- (5) 監事2名
- (6) 本会に所属する一般社団法人日本臨床心理士会鹿児島県地方区選出の代議員1名

役員任期は3年とし、原則として再任は妨げない。

(会長・副会長の選任)

第10条 会長の選出は、会員の投票によって行う。

2 副会長のうち1名の選出は、会員の投票によって行う。

3 副会長のうち1名は、会長の指名により選出される。

4 投票は、規程に定める選挙手続に従って行う。

(その他の役員と事務局長の選任)

第11条 役員は、総会において選出する。

2 事務局長は、会長の指名により選出され、総会で報告される。なお、会長は必

要に応じて若干名の事務局員を指名することができる。

#### (役員の仕事)

第 12 条 会長は会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、その協議にあずかるとともに、会長に支障ある時は会長業務を代行する。

- 2 役員は、会長のもとに運営会議を組織し、本活動の運営にあたる。
- 3 副理事は、理事を補佐し、理事が運営会議に出席できないときには代理出席することができる。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 役員は全て無給とする。但し、任務に伴う経費については規程の定めに従って受け取ることができる。

#### (事務局)

第 13 条 本会の事務局は事務局長のもとに置く。

- 2 事務局長は会長のもとに会務、会計を執行する。
- 3 事務局長および事務局の任期は 3 年とし、再任は妨げない。

#### (委員会)

第 14 条 委員会は本会活動の運営にあたる。

- 2 各種委員会の委員長、副委員長は会長の指名により選出され、総会で報告される。
- 3 倫理委員会の委員選出、運営については「鹿児島県臨床心理士会倫理規程」に定める。

#### (総会)

第 15 条 総会は会員をもって組織し、必要事項を審議する。また運営会議に報告を求め、これについて審議することができる。

- 2 総会は年に 1 回開催される。その他、会長が必要と認めたとき開くことができる。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数とする。議長は総会において選出し可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 その他、総会における手続については、規程に定める。

#### (運営会議)

第 16 条 運営会議は必要に応じ、随時開催する。

- 2 運営会議を構成する運営委員は、会長、副会長、各種担当理事および学校臨床心理士コーディネーター、代議員が務める。なお、事務局長は運営会議に同席することができる。また、各種委員会委員長は必要に応じて運営会議に同席することができる。

- 3 運営会議の議決は、運営委員の過半数とする。
- 4 運営会議は、総会において、前年度事業報告および次年度事業計画を諮り、承認を得なければならない。
- 5 その他、運営会議における手続については、規程に定める。

(研修会)

第17条 研修会の運営については規程に定める。

(弔慰)

第18条 会員の死亡に対する弔慰の表し方については規程に定める。

(規約改正)

第19条 本規約は、総会の出席者の3分の2以上の賛成を得て、変更することができる。

(雑則)

第20条 本会の運営および本規約の施行に必要な事項は、運営会議の決議を経て、別に規程を定める。なお、規程のもとには、細則を設けることができる。

(付則)

- 本規約は1996年4月1日より施行する。
- 本規約は2000年7月22日より一部改正する。
- 本規約は2004年7月10日より一部改正する。
- 本規約は2005年5月7日より一部改正する。
- 本規約は2007年5月13日より一部改正する。
- 本規約は2013年5月19日より一部改正する。
- 本規約は2014年5月18日より一部改正する。
- 本規約は2015年5月17日より一部改正する。
- 本規約は2016年3月13日より一部改正する。
- 本規約は2016年6月12日より一部改正する。